過払い返還訴訟・

不当利得支払い訴訟の取り組みについて

１、西濃れんげの会がめざしているもの

西濃れんげの会は、サラ金業者の過剰貸付で多重債務者に陥った人たちの今後の生活再建の手助けすることを目的にしています。そのために「れんげの会」に参加された皆さんには家計簿をつけことを「会則」では求めています。

多重債務者は、リストラよる失業、不況による収入の減少、病気のために働けなくなったとか、いろいろな原因がありますが、収入より債務の支払いが多いのが原因です。

生活再建のためには、収入を増やすのか、支出を減少させるしか再建の道はありません。現在、失業中の人、病気の人に収入増を求める事はどだい無理な話しであり、支出を減少させるしか道はありません。生活費を節約することも必要ですが、限界がありますので債務整理が生活再建の第一歩となります。

債務整理の方法としては、破産(免責)、特定調停、任意整理、個人再生等の道があります。5 年 10 年と、サラ金から借り入れている人たちは後で述べるような理由で、払いすぎになっていることがあります。その払い過ぎた部分の返還を求めることが「不当利得返還訴訟」です。不当利得返還訴訟で獲得した資金で、過払いになっていない業者に支払を済ますことが出来れば、借金のない生活が夢ではありません。

１、なぜ過払い金が生まれるのか

サラ金の利息は最高で 29.2%(以前は 40.004%)の利息を支払っていますが、利息制限法では上限利率について元本が 10 万円未満 20%、10 万円以上 100 万円未満 18%、100 万円以上 15%と定められています。

最高裁昭和 39 年 11 月 28 日判決によると「利息制限法 1 条、4 条を超過する金利部分については無効であり、これを超えて支払った利息、損害金は元金に充当される」とし、最高裁昭和 43 年 11 月 13 日判決は「元金充当計算により元本完済後に完済を知らずに支払った金額については返還を求めることができる」としたことから過払金の返還を求めることが出来るようになりました。

具体的に、過払い金が出来るメカニズムを見ていきましょう。
50 万円借り入れて 30 日後に 2 万円ずつ返済とした場合は、

サラ金の利息 29.2%の場合

年・月・日	期間	利率	返済金額	利息	元金返済	残　高
2005/1/1						500,000
2005/1/30	30	29.2%	20,000	500,000*29.2%*30/365=12,000	8,000	492,000
2005/3/1	30	29.2%	20,000	492,000*29.2*30/365=11,808	8,192	483,808
2005//3/31	30	29.2%	20,000	483,808*29.2*30/365=11,611	8,389	475,419

利息制限法の 18%の場合

年・月・日	期間	利率	返済金額	利息	元金返済	残　高
2005/1/1						500,000
2005/1/30	30	18%	20,000	50,000*18%*30/365=7,397	12,603	487,397
2005/3/1	30	18%	20,000	487,397*18%*30/365=7,211	12,789	474,608
2005//3/31	30	18%	20,000	474,608*18%*30/365=7,180	7,022	467,589

3 回の支払いで、利息が 29.2%の場合の残高は 475,419 円に対して、利息制限法の 18%を適用した場合の残高は 467,589 円。すでに 7,830 円の差額が出ています。このように、長年返し続けるとその差は広がり過払いが生まれることになります。

1、どうして過払い金を算出するのか

過払い金の算出には、サラ金へ支払いと借入れの全期間の取引を明らかにする資料、取引明細書が必要です。

借入れ、返済時に出される領収書が揃っていれば問題はありませんが、多くの皆さんは、家人等に隠すため破棄している方が多く、全期間保存している人は少ないと思います。それで「西濃れんげの会」では、資料 1 のような「個人情報開示請求書・(取引明細書提出のお願い)」を相談者からサラ金業者に送付して取り寄せています。

今年 7 月 19 日の最高裁判所による「取引履歴開示義務」「取引履歴不開示は違法」判決を受けて、金融庁は 10 月 14 日「取引履歴開示義務の明確化」をしました。取引明細書提出を渋る業者もいますが、粘り強く、断固として提出を求める姿勢が必要です。

提出された取引明細書にもとづき、借入れの全期間の利息 18%に置き換えて再計算します。資料 2 は再計算した「計算書」です。マイナス部分が過払い金

に相当します。

１、各社の対応の違い

　これまでの「れんげの会」の取り組みの中で明らかになった各社の対応は次のとおりです。

　武富士、プロミス等は応じてくれます。その場合開示された取引明細書が自分の記憶と正しいか検証することが大切です。

　下記の業者は、各店頭にてそれぞれの業者の申請書が必要です。(れんげの会で経験した業者)

アイフル、トライト、CFJ，ほのぼのレイク（ＧＥ）

１、どうして過払い金を請求するのか

　代理権のある弁護士、司法書士は業者に直接返還交渉ができますが、「西濃れんげの会」は代理権がありませんので、皆さんに不当利得返還裁判を起こしてもらいます。請求金額が 140 万円以下の場合は簡易裁判所、140 万円を超える場合は地方裁判所になります。

　裁判に必要なものは、①訴状(西濃れんげの会で作成指導します)、②証拠(サラ金業者からきた取引明細書)、③サラ金業者の商業登記簿謄本(法務局でとる)が必要です。

１、どのくらい費用が必要か

①収入印紙代

請求金額	10 万円まで	20 万円まで	30 万円まで	40 万円まで	50 万円まで	60 万円まで	70 万円まで	80 万円まで	90 万円まで	100 万円まで	120 万円まで
印紙代	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000

②切手　5,700 円

(内訳 1,000 円 3 枚、500 円 2 枚、100 円 10 枚、80 円 5 枚、20 円 10 枚、10 円 10 枚)

③商業登記簿謄本　1,000 円(1,000 円以上の場合もあります)

④コピー代等実費

請求金額が 100 万円場合は、17,700 円が必要となります。

１、どのくらいの期日がかかりますか

裁判所に訴状を提出しますと、約 1 ヶ月後位に第 1 回の裁判（口頭弁論）が開かれます。それまでに相手側から答弁書が届いています。その答弁書の中で、「争う」とか、「いくらいくらで和解したい」とか言ってきます。

「争う」と言い、相手側が裁判所に来ない場合、1 ヶ月位後に次回期日が決められます。そこでも解決しない場合、司法委員という方が相手側として交渉してくれます。その金額で妥当の場合は、裁判長同席のもとに和解調書が作られ、１ヶ月位後に相手側から和解した金額が振り込まれます。

「いくらいくらで和解したい」と言ってきた場合は、その金額が妥当の場合（大体請求金額の 90%から 80%と現在の裁判長は見て言います。100%しか解決しない弁護士もいます。解決水準については討論したと思います。）は、原告（あなた）が了解すれば、和解調書がつくられ、１ヶ月後に相手側から和解した金額が振り込まれます。

裁判所に訴状を提出してから、約 3 ヶ月から 4 ヶ月かかることになります。

１、最後に

冒頭の「西濃れんげの会が目指しているもの」で記載したとおり、多重債務者の生活再建の一つの手段として過払い返還訴訟であります。これまでに少なくない人が、「取引明細書」の請求はしたが、その後一度も相談に訪れない人もいます。また、取引の長い「過払いの生じている業者」のみ過払い請求し他の業者はそのままという人もいます。取引明細書提出のときに記した、「借りては、返す」の生活から決別するまで頑張ることになります。

資料１

平成　　年　　月　　日

サラ金業者名　　様

住所　申請者の住所

氏名　れんげ太郎　　印

個人情報開示請求書・（取引明細書提出のお願い）

１、　私は、貴社から数年にわたり「お金を借りている」ものであります。今回、長年の「借りては、返す」の生活から決別すべく、NPO 法人「西濃れんげの会」(大垣市久徳町５６０西濃民商内　℡０５８４－９２－３３０７）に相談しているところであります

２、　負債整理の資料として個人情報保護法第２４条第２項に基づき、貴社が保有する私（れんげ太郎）の「取引明細書提出」の開示請求をいたします

記

１、契約者氏名　れんげ太郎

生年月日　　年　　月　　日

２、契約者住所　　申請者の住所

３、契約番号

４、送り先住所・氏名

住所　　申請者の住所

５、氏名　れんげ太郎

℡

以上